様式第１号（第４条関係）

視聴覚機器利用申請書

岩国市教育委員会　様

次のとおり視聴覚機器を利用したいので、岩国市視聴覚機器貸出規則第４条の規定により申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請年月日 | 令和　　年　　月　　日 | | |
| 申請者 | 住　　所 |  | |
| 学校名・  団体名等 |  | |
| 氏　　名 |  | |
| 電話番号 |  | |
| 利用目的 |  | | |
| 利用場所 |  | | |
| 対象人数 | 人 | | |
| 利用種別 | 機器名 | | 数　　量 |
|  | |  |
|  | |  |
|  | |  |
|  | |  |
| 貸出予定日時 | 令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　　　から | | |
| 利用日時 | 令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　　　から | | |
| 令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　　　まで | | |
| 返納予定日時 | 令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　　　まで | | |
| 備考 |  | | |

※次ページも確認してください。

**視聴覚機器利用申請チェックリスト**

□利用できる団体

　岩国市内に所在する学校、社会教育関係団体

□利用期間

　5日以内

□利用できない場合

　●専ら営利を目的として利用するとき。

　●政治活動または宗教活動のために利用するとき。

　●その他教育委員会が不適当と認めたとき。

□使用料

　無料

□利用許可の条件

　●許可を受けた内容以外に使用しないこと

　●転貸しないこと

□許可の取り消し

　●利用許可申請に偽りの記載があったとき

　●前条に規定する利用許可の条件に違反したとき

　●その他教育委員会が不適当と認めたとき

□損害賠償の義務

　●故意または過失により危機を損傷し、または滅失した者は、すぐにその旨を教育委員会に届け出て、次の各号のいずれかにより賠償しなければならない。

　　（1）同等または類似の現品による補てん

　　（2）完全な修復

□貸出・返却について

　市役所本庁開庁日の8時30分～17時15分までに、市役所4階生涯学習課までお越しください。

-------------------------------------------------------------

**上記の内容を全て確認・了承した上で利用申請します。**